

給与支払報告に係る給与所得者異動届
特別徴収

事由	転勤
記入例番号	12・13
ケース	(転勤元) 退職するが、次の勤務先で引き続き特別徴収を継続する
	(転勤先) 転勤してきた従業員の住民税を前職から引き続き特別徴収する
異動後の未徴収税額の徴収	特別徴収継続

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

和 与 所 得 者	生 日	昭和50年 1月 1日	特 別 徴 収 続 続	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	個 人 番 号	転勤元では記入せず、転勤先で記入				
	受給者番号	123-456				
	1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号				
	異動後の住所	〇〇県〇〇市△△1-1-1	140,000円	6月 8月まで	9月 5月まで	2 1
			35,600円	××年 8月 31日	××年 8月 31日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

(用紙日本産業規格A4)
(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指 定 番 号	456123 (新規)	法 人 番 号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	新しい勤務先へは、月割額11,600円を 9月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新 し い 勤 務 先	所 在 地	〒××× - △△△△ 東京都 豊島区 東池袋 0-2-3	担 当 者 連 絡 先	所 属 庶務課 専任	受 給 者 番 号	234-456
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツギンコウ	氏 名	特徴 進	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	2 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	氏 名 又 は 名 称	株式会社 ○×銀行	電 話	×× - ×××× - ×××× ()		

転勤先で記入

2. 一括徴収の場合	理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がな	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から特別徴収継続に変更する 場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 特別徴収継続税額
3. 普通徴収の場合	理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がな 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 3. 死亡による退職であるため	記 入 欄